

所管部課		総務部職員課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨							
(1) 改正理由							
役職定年後の管理監督職への任用に関して必要な事項を定めるため、規則の一部を改正する。							
(2) 主な改正内容							
・特定管理監督職群を構成する管理監督職（行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級又は5級である職員が占める職であって、市長が必要と認めたもの）を規定する。							
・特定管理監督職群を構成する管理監督職の任用方法について規定する。							
(3) 施行日							
令和7年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）							
総務課による事前審査済							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等）							
庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。